

令和 6 年 11 月 11 日

都道府県警備業協会 各位

一般社団法人 全国警備業協会

## 重大労災事故事例（No. 21）

(被災区分)

重傷

(被災者の属する企業)

所在都道府県	従業員数
島根県	30名

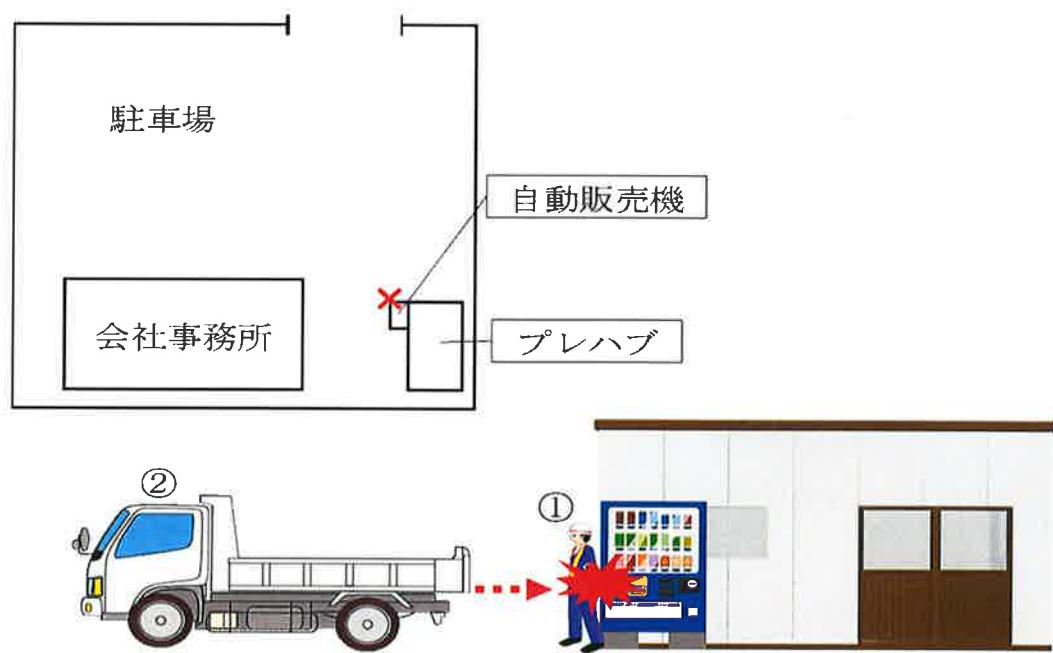
(被災者)

性別	年齢	経験年数	警備業関係取得資格
男	41	13年	なし

(被災状況)

事故発生日時・天候	令和 6 年 11 月 1 日 (金) 午後 2 時 45 分頃 天候 雨
事故発生場所 (国・県道等の別)	会社敷地内
当事者	①被災警備員 ②加害車両 (60代男性運転)
事故の概要	<p>①は、②とともに警備現場から帰社後、車両に積んである資器材を会社敷地内のプレハブに搬入するため、②の後方で車両誘導を行っていた。</p> <p>②が後退していたところ、自動販売機に接触しそうになったことから、①は停止するよう声を掛けたが、②は気付かずそのまま後退を続けたため、②と自動販売機に①が挟まれたもの。</p> <p>その後、①は勤務を中断して、病院に向かい受診したところ、右橈骨遠位端骨折、右肩甲骨骨折により全治 3 ヶ月と診断された。</p>

現場略図



教訓事項	<p>1 事故発生時は、大雨で声が聞こえにくい状況であったため、警備業務従事中ではなくても警笛を使用して誘導を行うべきであった。</p> <p>2 誘導している車両が建物等に接触しそうな場合であっても、誘導員自身が間に入って止めようとせず、退避を優先して受傷事故防止を行う。</p> <p>3 運転者は、誘導員の位置を常に確認し、誘導員の指示が聞こえない場合は、進行を止め、合図を確実に受ける。</p>
今後の対策	<p>1 本事故を教訓とし全隊員、関係者に周知するとともに、同様の事故が発生しないよう再発防止教育を行う。</p> <p>2 日頃から車両誘導時には、警笛を使用するよう指導する。</p> <p>3 車両を誘導する際は、立ち位置を確認し、車両から一定の距離を保った安全な場所で行うよう指導する。</p> <p>4 車両誘導時、大雨等で視界が悪い場合や音が聞き取りづらい場合は、通常時よりも綿密にコミュニケーションを取り合うよう指導する。</p>
備考	